

【オーストラリア】2025年国家環境保護機関法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

* 2025年12月、国家環境規準の導入等のため環境関連法が改正されるとともに、これらの法律の遵守及び執行権限の強化のため、国家環境保護機関を設立する法律が制定された。

1 背景

1999年環境保護及び生物多様性保全法¹（以下「EPBC法」）は、豪州の主要な環境法であり、固有の動植物やその生息地等（世界遺産指定地域、ラムサール条約登録湿地、絶滅が危惧される種・生態系等9つを保護対象に指定）を保護・管理するための法的枠組みを定めている。同法は、施行後10年ごとに運用や目的の達成状況について評価の実施を規定しており（第522A条）、2021年1月に公表された第2回評価の報告書では、運用の複雑さや手続の煩雑さなどから、同法を時代遅れで抜本的な改革が必要であるとして、国家環境規準の策定（勧告3ほか）等、合計38の勧告が行われた²。

2022年12月8日、連邦政府は、同勧告への対応³を公表し、今後3つの基本原則（環境保護に関する明確な国家規準、意思決定の改善及び迅速化、信頼及び誠実性の構築）に基づく法整備を進めるとともに、意思決定を適切に執行するため新たに環境保護機関を設立することを表明した⁴。

連邦政府は、これまで同勧告への対応を段階的に行ってきた⁵、その最終段階として、2025年12月1日、2025年環境保護改革法⁶（以下「EPR法」。EPBC法等13の環境関連法を改正する。）及び2025年国家環境保護機関法⁷（以下「保護機関法」）が制定された。

EPR法は、EPBC法が主な被改正法であり、改正内容は非常に多岐にわたる⁸。例として、豪州初の環境保護のための指針である国家環境規準の導入（EPBC法に第19B章（第514YC条～第514YK条）を新設）や民事罰の上限額の引上げ（同第481A条の追加）などが挙げられる。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月7日である。

¹ Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, No.91, 1999. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00485/latest/text>> 1999年7月16日裁可、2000年7月16日施行。

² Graeme Samuel, *Independent Review of the EPBC Act – Final Report*, Canberra: Department of Agriculture, Water and the Environment, 2020, pp.ii, viii, 26-35. <<https://www.dcceew.gov.au/sites/default/files/documents/epbc-act-review-final-report-october-2020.pdf>> この報告書は、責任者の名を冠し「サミュエル・レビュー」と呼ばれる。

³ *Nature Positive Plan: better for the environment, better for business*, Canberra: Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water (DCCEEW), 2022. <<https://www.dcceew.gov.au/sites/default/files/documents/nature-positive-plan.pdf>>

⁴ Tanya Plibersek, “Labor’s Nature Positive Plan: Better for the Environment, Better for Business,” 2022.12.8, p.1. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/8919109/upload_binary/8919109.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁵ 勧告に示された改革には推奨する実施時期として、3段階（第1段階：直ちに実施、第2段階：12か月以内に完了、第3（最終）段階：2年以内に完了）が示されている。Samuel, *op.cit.*(2), pp.26, 192-195. 2023年自然修復法の制定（2023年12月）も勧告への対応の一例である。内海和美「【オーストラリア】2023年自然修復法の制定」『外国の立法』No.299-1, 2024.4, pp.28-29. <<https://doi.org/10.11501/13516732>>

⁶ Environment Protection Reform Act 2025, No.68, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00068/asmade/text>> 施行日は、2025年12月2日、2026年7月1日ほか（一部未施行）。

⁷ National Environmental Protection Agency Act 2025, No.69, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00069/asmade/text>>

⁸ 改正の概要は、次を参照。“Stronger environmental protection and restoration,” 2026.3.5. DCCEEW website <https://www.dcceew.gov.au/environment/epbc/epbc-act-reform/stronger-environmental-protection-restoration#toc_0>

保護機関法は、改正された EPBC 法等、環境関連法の遵守を確実にし、その執行を強化するために、国家環境保護機関（以下「保護機関」）を新たに設立することを制定の目的とする。

2 保護機関法の概要

(1) 構成、施行日

全 6 章 63 か条から成る。構成は、第 1 章：序章（第 1 条～第 7 条）、第 2 章：国家環境保護機関（第 8 条～第 14 条）、第 3 章：職務に関する責任（第 15 条～第 23 条）、第 4 章：情報及び守秘義務（第 24 条～第 43 条）、第 5 章：CEO の任命及び職員の採用等（第 44 条～第 57 条）、第 6 章：雑則（第 58 条～第 63 条）である。2026 年 7 月 1 日施行。

(2) 主な内容

(i) 最高執行責任者（Chief Executive Officer: CEO）

保護機関は、CEO の職務の遂行を支援するため設立される（第 11 条）。CEO は、本法のほか、EPBC 法、1981 年環境保護（海洋投棄）法等 9 つの法律（以下「環境 9 法」）により規定された職務⁹（後述 3 も参照）や、環境 9 法に基づき主務大臣が行う職務の遂行・権限の行使に関して助言等を行う（第 13 条）。CEO は、生物多様性の保全、生態学的に持続可能な開発、先住民問題等のうち 1 つ以上の知識・経験を有すると主務大臣が認めた者から総督が任命する（第 45 条）。任期は 5 年で、再任は 1 回のみ可能である（同条）。

(ii) 期待事項表明書（Statement of expectation）、意向表明書（Statement of intent）

CEO は、その職務の遂行・権限の行使において裁量権を有し、いかなる者からの指示も受けない（第 14 条）。他方、主務大臣は、委任立法¹⁰（国家環境規準もこれに当たる（EPBC 法第 514YD 条）。）を制定する権限を有する。この両者の均衡を図るため、同大臣は、自身の期待事項（指示ではない。）を明記した書面（期待事項表明書）を CEO に交付することができ（保護機関法第 16 条）、CEO は書面による回答（意向表明書）を作成し、同大臣に提出しなければならないとされた（同第 17 条）。

(iii) 登録簿、レビュー

CEO は、その決定に対する透明性を確保し、説明責任を果たすため、法律又は規則により登録対象と定められた決定事項について登録簿を作成・維持し、保護機関のウェブサイト上で閲覧可能にしなければならない（第 18 条）。また、主務大臣は、保護機関法の施行後 5 年以内に、その後は 5 年ごとに、保護機関の運営や期待事項表明書の内容がどの程度実施されたか等について独立したレビューを行わせなければならない（第 61 条）。

3 環境保護命令（Environment protection orders）

EPR 法による EPBC 法の改正により CEO に新たに付与された権限¹¹のうち重要なものとして、環境保護命令（EPBC 法第 474A 条～第 474H 条）がある。同命令は、緊急事態において EPBC 法違反行為により生じた重大な損害の軽減等のため発せられる（最長 14 日間。延長可）。

⁹ 環境 9 法で従来大臣等の職務とされたもののうち CEO へ移行した職務や、新たに付与された権限は、EPR 法附則第 2 で規定された。例として、従来、EPBC 法第 199 条第 2 項により、絶滅危惧種等の捕獲等を行った者は、その日から 7 日以内に環境次官への通知が義務付けられていたものを、CEO への通知に変更したこと等がある。

¹⁰ legislative instrument. 法律の委任に基づいて国会以外の機関が私人の権利義務の内容に関して定めること。また、このようにして制定された法規範。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第 6 版』有斐閣, 2025, p.35.

¹¹ 2(2)(i)及び前掲注(9)参照。